	文書分類	回	覧	処		分
	M·5·1·8	会 長	副会長	事務局長	係 長	係 員
月日	保存種別					
	永久					

# 川崎町農業委員会

## 10月総会議事録

期 日 平成30年10月10日(水)

場 所 川崎町役場2階入札室

※この公開議事録は個人情報に関すると思われる部分についてはまるで消しています。

平成30年10月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招 集する。

1、総会事務局開会宣言 午後 19 時 00分

#### 2、出席委員(12人)

1番	土田	3 大作	2番	高山 富昭	3番	田所	義信
			5番	西山 一郎	6番	政時	修
7番	松江	[ 英幸	8番	大内田 峰夫	9番	谷	照明
10番	原	健治	11番	原口 友博	12番	横田	裕子
13番	1世	理江					

#### 3、欠席委員(1人)

4番	山村	ЯB	
l <del>+</del> ==	1 <del>11</del> 13	77	

#### 農地利用最適化推進委員

木下 重光	松崎	正臣	鍋藤	清隆
	奥	俊英	中島	隆

4、本会事務局 • 局長 中野 新壱郎

係長 林 勇

• 再任用職員 森元 清隆 • 嘱託職員 城戸 里美

#### 5、事務局長開会あいさつ

### 議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第12番 横田委員 第13番 山下委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第2号 農地法第3条の規定による届け出(保留案件)について (1件)

その他

事務局

定刻になりましたので、平成30年10月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の 規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。 それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

それでは、日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、12番、●●委員、13番、●●委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について番号1申請人、譲受人住所、●●番地、氏名●●、年齢●●、譲渡人住所、●●番地、氏名●●、年齢●●歳、土地の所在、●●番地、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、●●番地、●●番地、地目、●●、地籍、●●㎡、合計●●㎡です。通作時間徒歩5分、申請理由、売買です。●●さんはH27年相続により農地を取得したものです。2ページに位置図、3ページに字図、4ページに航空写真を添付しています。現地は農業委員であります●●委員と推進委員の●●委員に現地確認していただきました。説明については以上です。

議長

ただ今事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●推進委員補足説明お願いします。

(中島委員)

●● 委員

10月4日に現地確認しました。●●番地と●●番地については 売買後、畑をすると言う事でした。内容については●●番地は唐 辛子、●●番地はひゅうがとうきを栽培すると言う事でマルボシ 酢の代理の方が来て説明されてました。皆さんもバイパスの横な んで通ることがあると思うんですが、今現在は畑を作っている状 況ではなくて耕作放棄地に近い状態です。現地立会の際に話した んですが、ここを畑とするには開墾して使うにはかなり苦労する と言う事と、やっぱりここを3年間畑として使う農業してもらう と言う事で許可が出来ると念を押して話しをしております。

議長

ただ今事務局の説明及び地元委員の補足説明がありました。質疑 ある方挙手願います。

(異議なし)

議長

無いようですので、お諮りします。議案第1号について原案通り 賛成の方挙手願います。賛成多数ですので議案第1号は原案の通 り承認といたします。

次に議案第2号農地法3条の規定による届け出(保留分)を議題とします。9月20日に臨時総会で譲受人である●●さんに、誓約書及び栽培計画の提出をお願いしておりましたが別紙のとおり提出がありましたので局長より説明お願いします。

局 長

9月20日今、会長からあったように臨時総会を開かせていただ きました。その時に●●氏にも出向いてもらい、色々と質問事項 等を投げかけてその回答をもらっております。それが終わって● ●氏が退席した後で、やはり誓約書、ならびに栽培契約書を出し てもらってどんな形で栽培していくのか、書類を出してほしいと 言う事で●●氏に依頼して、本日誓約書、栽培計画概要、栽培計 画書等を皆さんの方に提出しております。なお、この誓約書につ いては持ち帰らずに、これを見て貰って後で回収をしたいと思い ます。よろしくお願いします。まず誓約書につきましては読み上 げていきたいと思います。川崎町農業委員会殿 私は、今回、● ●番地、●●番地、●●番地(3筆、計●●㎡)の農地購入にあ たり、下記の事項を厳守することを誓約いたします。1、柿(フ ルーツ) 栽培用地として購入した事。2、今後栽培面積を増やし ていきたい事。3、栽培用地として土地形状変更の際は、あくま で栽培用に適した土砂を搬入します。建設廃材・コンクリート・ 汚染物質・産業廃棄物等、一切投機致しません。申請者 住所 ● ●番地 氏名 ●●。で誓約書を貰っています。次のページに栽 培計画概要 柿(秋王)の栽培の方法を記載したものを貰ってい ます。次のページには栽培計画書で読み上げていきます。現在私 は、●●市で米、及び茄子を栽培しております。今後の計画とし てフルーツをベトナムへ輸出を行う予定で果樹園用地として今 回申請いたしました。1、福岡ブランド秋王(柿)栽培輸出計画 をしております。2、現在の耕作地である筑紫野市では、その用 地の手当てが土地単価等の関係上できませんでした。3、今後、 用地及び規模の拡大を行っていきます。4、栽培及び販売に関し て県園芸振興課、果樹係に相談ご指導を受けながら行います。5、 植樹してから出荷まで5年程見込んでおりその間、販路「輸出」 を確立します。と言うところで栽培計画書を提出して貰っている 所であります。こういうかたちで今回、皆さんの方、委員さんで もあの土地に関して柿を植えると言う事に関して、疑問はあると 思いますが、一応このような形で正式に申請して誓約書ならびに

栽培計画書を出して貰っていますので、事務局としてはこの3条 は承認をして貰ったのちですね、問題の用地と言う事もあります ので農業委員さんも注意して、誓約書、栽培計画書どおり行って いるかというのを確認して貰えたらと思います。以上であります。 今、局長から説明がありました。この件について何か質疑はあり ますか。

議長

(●●副会長)

●●副会長

この誓約書は大変いいんですが、これは事務局が考えたんですか。 (事務局)

事 務 局

事務局は何も指示してません。向こうが考えてきました。

(●●副会長)

●●副会長

この中で転売の可能性が残っていると思うんですよね。途中で転売の。そういった文言を入れていた方が良いんじゃないかという気がすると思うですよね。一応、果樹園に予定してたけど3年で転売するとか、なりかねないと思うんですね。5年なら5年と転売禁止の文面の文章が入った方がいいんじゃないかな。と皆さんはどう思いますか。

(局長)

局 長

確かに誓約書の中では、今後作り続けると言う事並びにその転売 しないと言う事は書いてないんですけど、栽培計画書の中で、5 番目ですね、植樹してから出荷まで5年程見込んでおりその間、 販路「輸出」を確立します。と言うところでそのことを言ってい るのかなと、私は思いますけど。

(●●副会長)

●●副会長

これはいいんですよ。植樹してから出荷まで5年かかると言う事で。その間にもし、柿を計画してたけど駄目だったと言う事で転売と言う形に現れないかなと言う事です。

(●●委員)

●● 委員

こうやって誓約書が出た以上は通さないといけないと思うんよね。転売とか、誓約書に入れさせようと今後、農家をする人が出来にくなるんじゃないかと思う。余りにも厳しすぎるようなものを作ると、後々響いてくる。前もこんな問題があって、ここまでで止めておこうと言う事で止めたところもある。それはちょっと考えた方が良い。

(局長)

局 長

農地を転売するときにはまた3条でここでかける形になりますので、その時に審議したらとどうかと思っております。

(●●副会長)

●●副会長

農地の転売に関しては必ず農業委員会にかけなければいけない ことは解る。柿うえに転売で3条で申請をかけたときは、どちら かと言うともう遅いんですよね。じゃその中で農業委員会で否決 しますと言った形じゃもうなかなか難しい問題になる。特に今回 の場合は町外の人だから、町外の人が農地を購入するときは県に 届けなければならないと思うんですね。農業委員会の承認を得て。 そこの所の問題が絡んでくると思う。なんか色々話を聞くと怪し い面がある。私はここに5年間なら5年間は転売をしません。と 言った文面が欲しいような、私個人の考えとしてはそんな気がす る。

#### (●●推進委員)

●● 委員

これはもう所有者の勝手でしょうが。3年過ぎたら売りたいなと思ったら人に売ってもいいし。

(田所副会長)

田所副会長

そう、売れるやろ。これはあくまでも果樹をすると言った誓約書ですから果樹をしょうと思ったけど、途中で投げ出したらそれまでのことやろ。

議長

他にございますか。

(●●委員)

●● 委員

誓約書があればしょうがない。

(●●委員)

●● 委員

川崎町でも農地を買って1年で建物を建てた所が川崎町の人で いるんよね。皆は知ってるか知らないか解らないけど。確認はし てるけど。そういうようなこともあるんで余り町外、町外と町外 の人と言ってあまり厳しくしてたら、川崎町は耕作放棄地が増え る一方であって今後、どのような方針で持っていくか考えるべき と思う。余りに厳しくするようであれば。後々の事を考ええて、 もうこのくらいまでの限界でもう決めてやった方がいいんじゃ ないか。こういった誓約書が出た以上はきちんとすると思う。農 地として名義を変える場合はこのままでいいけど、転売となった ら先程、課長も言いよったけど農業委員会にかけないといけない から。農地として農地であったらこのままでもいいけど。転売に なった時に前回、誓約書などは何年も有効だから、誓約書、栽培 計画書、が出ているからと言う事でこれを理由に却下出来る。そ う私は思う。そうしないと他から新規就農者が入ってこないと思 うんよね。●●さんも新規就農者と同じようなものやけどね。筑 紫野でちゃんとしてるのだから。今まで誰も手を付けない所を農 地としてしてくれるんだから。

(●●副会長)

●●副会長 この誓約書が無効とか言ってるんじゃない。厳しくするとかそう いったことを言っているんじゃない。●●委員の問題のとらえ方 がちょっと違う。

(●●推進委員)

●● 委員 この誓約書は回収するんですか。

(事務局)

事務局 原本は農業委員会に保管してありますので、この分は回収したいと思います。

(●●推進委員)

●● 委員 建設廃材・コンクリート・汚染物質・産業廃棄物等、一切投機致 しません。と言う事にはなっていませんけど、それを見かけた場合は即中止と言う事でいいんですか。

(局長)

局 長 もともと農地にこういうものを入れるのは違法であります。これ はストップ出来ます。行政としてもストップさせないといけない ことであります。

議 長 他にご意見がなければこれを承認としたいと思いますがいかが ですか。

(異議なし)

(●●推進委員)

●● 委員 この誓約書関係はもらえないんですか。誓約書は回収しますか。 議案に関しては異議はないんですが、誓約書回収に関しては異議 がある。

議 長 これは農業委員会に対して出した誓約書で個人に出したものではありません。何度も言いますが、個人にはあげません。

(●●委員)

●● 委員 前回の臨時総会で、県の農業会議に聞いてみると言われた件はど うなりましたか。

(局長)

局 長 県の農業会議に確認しました。今回の3条申請は疑わしいのでと の事で、誓約書、栽培計画書の提出を求めていいかとの事を聞き ました。それは良いです。との事で●●氏に連絡して今回の提出 となりました。

(●●委員)

●● 委員 不許可にできるのかと言う事は聞いてないんですか。(係長)

係 長 規定どおりにやっているので不許可と言う事は出来ないそうで

す。違反していたらストップすることは出来るそうです。後、今回皆様にお配りした誓約書関係を回収したいと思います。見たい方は事務局にありますので閲覧して下さい。

議長

他にありませんか。

(なし)

無いようですのでお諮りします。9月10日の総会、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請(保留案件)について原案通り賛成の方挙手願います。

賛成多数ですので議案第2号番号1、は原案の通り承認といたします。

本日の議題はすべて終了しました。次回の総会は、11月9日(金曜日)13時30分より開催します。それでは平成30年10月の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後 19時40分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

者名人	
	12番委員
	13番委員